

行政手続法・行政手続条例適用の不利益処分に係る処分基準

	所管課名	地域福祉課	整理番号	101
処分の種類	一般疾病医療機関の取消			
根拠法令条例等・条項	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第19条第3項			
処分の概要	一般疾病医療機関として著しく不適當であると認められるための取消			
処分基準 (未設定の場合 はその理由)	未設定(法令等の規定において言い尽くされているため) 【参考】昭和35年9月9日発衛第399号第4の3 被爆者一般疾病医療機関が故意に二重請求を行った場合その他法第18条第3項の規定による支払を受けるについて著しく不適當であると認められる理由があるとき。			
基準の制定根拠	—			